

新型コロナウイルス感染拡大防止のための海上技術学校・海上技術短期大学の活動制限指針（小樽校）

国の分科会によるステージ		授業	実習・実技	食事	課外活動	寮生			通学生
						寮生活	外出（放課後）	外泊（週末）	
Ⅰ （通常）	感染者が発生していない段階	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
Ⅱ （感染散発）	感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階	感染拡大防止措置を講じた上で対面により実施 ・マスク着用 ・室内の換気	感染防止措置を講じた上で対面により実施	感染防止措置を講じた上で、食事を提供	感染防止措置を講じた上で、身体との接触を伴わない活動のみ許可 対外試合の禁止	感染防止措置を講じた上で、入寮を許可	長期休業明け2週間は原則禁止 当直教員に申し出し、必要と認められれば感染防止措置を講じた上で、外出を許可	長期休暇明け2週間は原則禁止 保護者からの要請があれば、許可	感染防止措置を講じた上で通学
Ⅲ （感染漸増）	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階	更なる感染防止措置を講じた上で対面により実施 ・フェイスシールドの使用 ・飛沫防止スクリーン設置 ・状況によっては分散登校の実施を検討	同じ実習への参加人数を制限し、密とならない環境で実施	十分な感染防止措置を講じた上で、食事を提供 必要に応じ、弁当の提供を検討	原則として禁止 感染防止措置を講じた上で、屋外での接触を伴わない活動及び顧問・教員の立ち会いがある場合許可	感染防止措置を講じた上で、入寮を許可	都道府県をまたいだ移動を行った場合は、一定期間の外出を禁止 感染防止措置を講じた上で、許可	長期休暇明け2週間は原則禁止 保護者からの要請があれば、許可	感染防止措置を講じた上で通学
Ⅳ （感染急増）	感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	学校の閉鎖を検討 在宅学習の実施を検討	実習への参加人数を出来るだけ抑制し、密とならない環境で実施	弁当の提供を検討	原則として禁止	寮の閉鎖を検討	原則禁止	原則禁止 やむを得ない理由により外泊した場合は一定の外泊禁止期間を設ける	通学以外の外出は、原則禁止 感染防止措置を講じた上で通学 ただし、公共交通機関を使用しない通学（徒歩、自転車、送迎）を依頼する。
Ⅴ （感染爆発）	爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	学校閉鎖 在宅学習の実施	学校閉鎖	学校閉鎖により休止	原則として禁止	原則として寮閉鎖	寮閉鎖中	自宅待機	学校閉鎖中